

佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第七号

佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則（昭和三十七年佐賀県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「職員の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容にあつては、佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成二十二年佐賀県規則第二十七号）による改正前の佐賀県現業職員の給与に関する規則に定める現業職員」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（佐賀県現業職員の給与に関する規則に定める現業職員の例によることとされる佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員に関する読替え）

2 平成二十三年四月一日以後におけるこの規則による改正後の佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則第二条第一項の規定により佐賀県現業職員の給与に関する規則（昭和三十七年佐賀県規則第九十一号）に定める現業職員の例によることとされる佐賀県教育庁及

び学校その他の教育機関に勤務する現業職員（以下「職員」という。）に対する佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成二十二年佐賀県規則第二十七号）附則第二項、第三項、第十一項、第十二項及び附則別表第二の規定の適用については、同規則附則第二項及び第三項中「平成二十二年四月一日」とあるのは「平成二十三年四月一日」と、同規則附則第十一項（見出しを含む。）中「平成二十七年四月一日」とあるのは「平成二十八年四月一日」と、同規則附則第十二項中「平成二十七年四月一日」とあるのは「平成二十八年三月給料月額」と、同規則附則別表第二中「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」とあるのは「平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」とあるのは「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」と、「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」とあるのは「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」と、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」とあるのは「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」とする。